

## 記事資料

在ベトナム日本国大使館

平成27年2月5日

件名：平成26年度日本NGO連携無償資金協力  
「ディエンビエン省における妊産婦・新生児の健康改善事業（第3期）」  
贈与契約署名式

1. 2月5日（木）、日本政府は、在ベトナム日本国大使館において、平成26年度日本NGO連携無償資金協力「ディエンビエン省における妊産婦・新生児の健康改善事業（第3期）」の贈与契約の署名式を執り行った。

### 2. 案件概要

- (1) 案件名 ディエンビエン省における妊産婦・新生児の健康改善事業（第3期）
- (2) 贈与契約締結額 337,621 米ドル
- (3) 実施団体 特定非営利活動法人 ワールド・ビジョン・ジャパン
- (4) 案件内容

ベトナム北西部のディエンビエン省における保健施設は慢性的な資金不足のため、既存の保健施設の多くがベトナム政府の基準を満たしておらず、施設や機材の整備は都市部に比べ大きな遅れを取っている。また、伝統的な農耕生活を営む少数民族が多く住むこの地域では、保健サービスが無料で提供されているにも関わらず、保健施設へのアクセスの悪さや言葉や文化の壁から、自宅出産率が高く、産前健診等の受診率も低い等、住民の保健サービス利用率は低い。

このような状況に鑑み、ワールド・ビジョン・ジャパンは、平成24年度からこれまで2年間、日本NGO連携無償資金協力を活用し、ベトナム保健省やディエンビエン省保健局等と連携して、ディエンビエン省の中でも貧困率が高くニーズの多い、ムオンチャ郡及びトアンザオ郡において、保健施設の改善（既存保健施設の改修、機材の供与）、郡・コミュニティ・村落レベルの保健スタッフの妊産婦・新生児ケアに関する知識・スキルの向上、妊産婦や保護者への妊産婦・新生児ケアに関する知識の普及等を行ってきた。

本事業は3年計画であり、3年次についても、日本政府は、引き続き、日本NGO連携無償資金協力により、この事業を支援する。

3. 署名式では、在ベトナム日本国大使館 柳公使と特定非営利活動法人 ワールド・ビジョン・ジャパン 三浦 真穂 プロジェクト・スーパーバイザーが、贈与契約書に署名を行った。
4. 署名式において柳公使は、「本プロジェクトの最終年度である3年目においても、この取組が更に継続・発展して大きな成果を上げるとともに、ベトナムに定着し、持続的に展開していくことを期待しています」と述べた。
5. なお、本案件は、日本NGO連携無償資金協力国際協力重点課題事業（アジアにおける貧困削減に資する事業）である。



### 署名式の模様

本件に関するお問い合わせ先

在ベトナム日本国大使館  
担当：鈴木書記官

電話：+84-4-3846-3000  
FAX：+84-4-3846-3048